

KOBE 暮らしのレポート

2022.6



注意

ウクライナ情勢を悪用した詐欺・トラブルに注意！

自分にも何か支援できないかしら？

・・・そんな人の善意を悪用した詐欺や消費者トラブルが起きています。

① 支援金を募る事例

事例 1.

SNSで支援金を募集していたので、クレジットカード決済で1,000円を募金。

数日後、そのサイトは偽物の可能性があることが分かった。



事例 2.

「ウクライナに募金を送る」と卒業した大学の関係者を名乗る者が、自宅に訪問してきた。



事例 3.

ウクライナ在住を名乗る男から複数回メッセージをスマホで受け取った。その後、出国費用の援助を求められた。

② 支援物資を募る事例

「ウクライナに送る衣類を買い取りたい」という勧誘の電話があり了承したら、来訪した事業者に貴金属を見せろと言われた。



③ 商品の購入を促す事例

「コロナやウクライナ情勢の影響により売り上げが激減したので協力してほしい」と電話で海産物購入の勧誘を受けた。



アドバイス

今後も口実を作っては詐欺まがいの勧誘が増える可能性があります。ネットや電話勧誘には十分気を付けましょう。

支援をする時は支援先についてよく調べ、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

突然来訪されたときは対応せず、家に入れないでください。

不審に思ったら、一人で判断せずに消費生活センターに相談、または警察に届け出ましょう。



悪質な訪問買取業者に気を付けて！



実際にあったトラブル事例

自宅のインターホンが鳴り、ドアを開けると業者のような人が何も語らず中に入ってきた。自宅内を物色され、カメラなど3点を強引に買い取られた。

今日は福祉用具事業者の訪問予定があったから、ケアマネージャーが紹介してくれた安全な事業所だと思い、つい中に入れてしまった・・・

知っておこう！訪問買取の注意点

- ①突然訪問してきた購入業者には**対応しない・家に入れない**
- ②事前に**買い取りを承諾した物品以外**は売らない
- ③売却した時は、契約書面を受け取り、**売却した物品や価格、業者の連絡先**が記載されているかを確認
- ④クーリング・オフ期間中（**契約書面を受け取った日を含めて8日以内**）であれば、物品の引渡しを拒むことができる
- ⑤訪問買取の契約をした場合は、必ず**契約書面を受け取り大切に保管する**
- ⑥不要な勧誘は**キッパリと断る**



ネット通販における詐欺的「定期購入の申込み手続き」が厳罰化

下の図のような広告で消費者を巻き込む、悪質なネット通販業者を取り締まる改正法が6月1日に施行されます。

何度もスクロールしないと
サイト全体が見られない

支払いの総額が
表示されない

【トラブル事例】
左のようなサイトで初回半額だけの注文のつもりで注文。「4回購入が必要な定期購入と書いてある」と高額な支払いを強要された。

法律の改正内容

- ①申込み手続き表示画面に法定表示事項を非表示または人を誤認させるような表示をした業者
→ **懲役、罰金対象に。**
- ②人を誤認させるような申込み手続きによる契約は民事上「**取り消すことができる**」ことに。

契約内容・条件が商品紹介の表示から離れた場所にある。

表示の文字が小さい

申込みの最終確認画面

ご注文内容	
xxコース	500円
数量	1個
お客様情報	
氏名	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
注文を確定する	

契約内容・条件の表示が小さい

アドバイス

民事上、契約が取り消すことができるからといって表示画面の確認を怠るとトラブルに巻き込まれる原因になります。

法律が改正されても、必ず申し込みをする前に、契約条件の確認をしましょう！

日常生活での熱中症予防には、エアコンの使用が効果的です。「暑くなって、エアコンを動かしてみたら調子が悪く、故障していた。」とならないように、**早めに試運転を行い、異常がないかをチェックしましょう。**



【エアコンチェックリスト】

Let's check!

- 電源プラグやコンセントに、変色や汚れがないか
- リモコンで操作できるか
- フィルターに、ほこり・汚れ・破れはないか
- 室外機の上や前に、モノを置いていないか
- 冷房設定16～18℃で10分程度運転して、冷えるか
- さらに30分運転して、水漏れ・異音・異臭はないか



異常があると、エアコンの故障や電源コードからの発火、内部洗浄による破損・発火等の事故を起こすことがあります。
例年、7月前後にエアコンの点検・修理や取付け工事が集中し、数週間待たされる場合があります。事故を防ぐためにも今から、エアコンの点検や修理をして、安心・安全な消費生活を送りましょう。

家族葬のQ&A




Q

終活を始めました。
自分の葬儀にはあまりお金をかけてほしくありません。
家族葬とか、こじんまりしたお葬式の宣伝をよく見ますが、かなり安いんですか？

A

これらは「規模が小さい葬儀」であって、
必ずしも「価格が安い葬儀」という意味とは限りません。

 アドバイス

安いプランでも、ちょっと良い棺、ちょっと華やかなお花…と、
勧められるままにランクアップしていくと、費用は高額になります。

大抵の葬儀プランには、お寺などの宗教関連費用や火葬費用は含まれていない点も要注意です。

終活では、パンレットやホームページで何社かのプランを比べてみることをお勧めします。

プランに含まれているものは、各社で少しずつ違うことや、費用の相場が見えてきます。

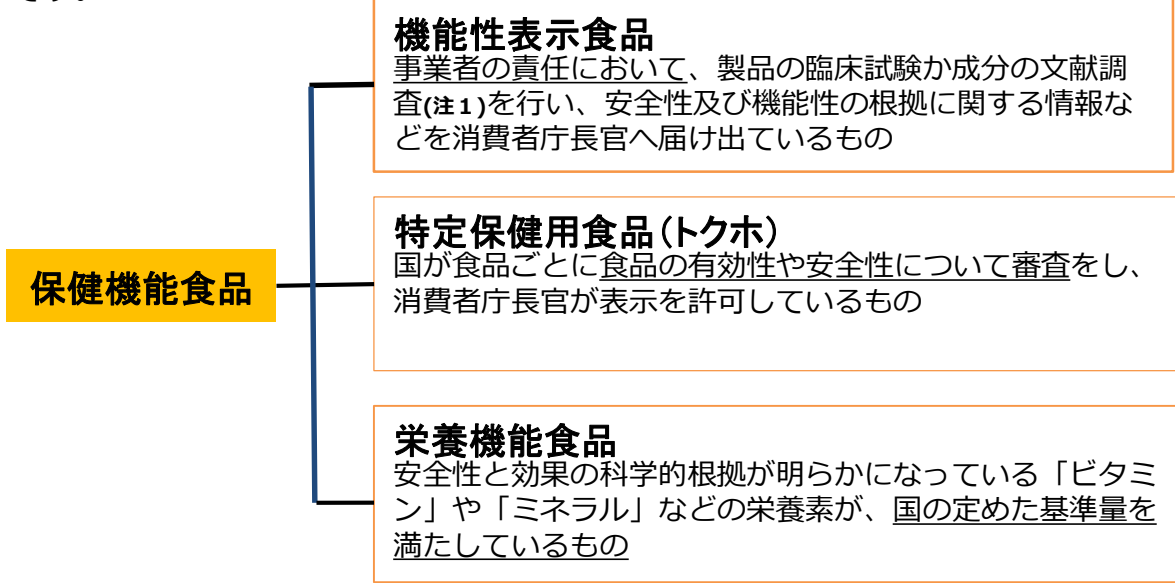
神戸市が指定した業者が行う「規格葬儀(※)」も参考になるかもしれません。

自分の希望を明確にしておくことがご家族のためになるでしょう。



「おなかの調子を整えます」や「脂肪の吸収を穏やかにします」といった健康維持・増進に役立つ食品の機能表示を国が許可した食品のことを**保健機能食品**といいます。いわゆる“健康食品”とは区別されています。

その中の機能性表示食品は、事業者の責任において安全性や機能性が評価されているものです。



(注1) 専門家の研究結果と同じ効果があるとは限りません。有効性の試験はある一定の条件下で行われています。誰もが同じ効果を得られるとは限りません。

アドバイス

保健機能食品は病気の治療が目的ではなく、また未成年者、妊産婦、病気の人を対象にした食品でもありません。保健機能食品を利用する時は、一日の摂取量の目安や摂取方法を守り、注意喚起表示をきちんと読みましょう。薬を服用している人は、摂取前に必ず医師や薬剤師に相談しましょう。

悪質商法や契約トラブルなど消費生活に関する相談は

神戸市消費生活センターへ



考助 万が一くん

消費者ホットライン

いやや

☎ 188

平日：9:00～17:00 (平日は078-371-1221でもつながります)
土日祝：10:00～16:00 (東京) 独立行政法人国民生活センター
※携帯電話会社の通話料定額サービスの適用はありません。

電話相談

来訪相談

神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階
平日：9:00～16:30 (年末年始を除く)

メール相談

神戸市消費生活センターホームページの相談入力フォームより。
初回のみ受付。継続相談は電話または来所でお願いします。



消費者トラブル、イベント、講座情報などの最新情報を発信中！

神戸市消費生活センター

検索

